

# 豊見城市西海岸地区活性化基本計画策定業務

## 企画提案公募要領

### ■受付期間

公募開始の日から平成26年5月29日（木）

### ■受付時間

午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝祭日を除く）

※ 午後5時以降は受付に応じられませんのでご注意ください。

※ 本公募は、国の沖縄振興特別交付金を活用（予定）して豊見城市が実施する事業であり、国からの交付決定等を受けて速やかに事業を開始できるようにするため、募集の手続きを行うものです。

受託予定者の選定等は、国からの交付決定等が前提であるので、今後内容等が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

### ■受付先及び問い合わせ先

豊見城市 都市計画部 都市計画課（担当：知念）

〒901-0292 沖縄県豊見城市字翁長854番地1

メールアドレス：[toshikeikaku@city.tomigusuku.okinawa.jp](mailto:toshikeikaku@city.tomigusuku.okinawa.jp)

TEL：098-850-5332 FAX：098-850-6323

豊見城市

## 1. 業務目的

本市西海岸地区では、沖縄振興特別措置法に基づく県観光振興計画の観光振興地域「エアウェイリゾート豊見城地域」として字瀬長、字与根、字豊崎地域が指定され、企業立地や県内最大級のビーチを持つ海浜公園の整備によるイベントの開催などにより目覚ましい発展を遂げてまいりました。更に、平成24年度には「西海岸地区整備基本構想」を策定して西海岸地区全体の土地利用構想を描き、「瀬長島観光拠点整備計画」では、瀬長島温泉宿泊施設の建設推進や瀬長島ウミカジテラスの計画など本格的に土地利用が進んでおります。

一方、与根地区の2か所のゴルフ場を含むエアウェイゾーン及びヘルスケアゾーンや豊崎地区と内陸部をつなぐ幹線道路県道東風平豊見城線沿線は、民間企業の開発計画が提案されるなど、本市の健全な発展への戦略的誘導が求められていることから、本業務では、近年の法改正や社会情勢の変化に柔軟に対応しうる本市の将来像を描き、早期実現に繋がる「西海岸地区活性化基本計画」を策定するものである。

策定にあたり十分な専門的知識のある委託先が求められることから、当募集要領により、広く業務実施に係る企業を募集する。

## 2. 委託業務の内容等

- (1) 業務名：豊見城市西海岸地区活性化基本計画策定業務
- (2) 業務期間：契約締結の日から平成26年2月27日まで
- (3) 業務内容：業務委託する事業は、別紙業務仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照すること。

## 3. 予算額

- (1) 企画提案書にあつては、10,000,000円（消費税を含む）を上限額として見積もること。また各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

## 4. 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 予定管理技術者については、過去5年以内に同種業務の実績があるか若しくはそれに類似する業務の実績があること。

【同種業務】市街化調整区域から市街化区域への編入作業及び都市計画区域内におけるまちづくり計画等の策定業務

【類似業務】市街化調整区域から市街化区域への編入作業または都市計画区域内におけるまちづくり計画等の策定業務

- (3) 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有すること。
- (4) 今回の応募に際し十分な連絡体制、遂行体制がとれるよう専任の担当者を割り当てること。

## 5. 企画提案応募について

- (1) 参加を希望するものは、次に掲げる書類を提出すること。
  - ①企画提案申込書（1部原本、5部コピー）・・・様式1
  - ②企画提案書一式（1部原本、5部コピー）・・・様式2～5※提案書の作成については「6. 企画提案書について」を参照すること。
- (2) 企画提案申込書等の配布等について。
  - ①配布方法：豊見城市ホームページへの掲載。  
※提出先での窓口配布は行っておりません
  - ②配布期間：公募開始の日から平成26年5月27日（火）午後5時まで。
- (3) 企画提案申込書等の提出先  
豊見城市 都市計画部 都市計画課  
沖縄県豊見城市字翁長854番地1（豊見城市役所2階）
- (4) 企画提案申込書等の提出期限  
平成26年5月29日（木）午後5時まで
  - ・郵送又は電送による提出は受理しません。
  - ・月～金曜日（土日祝祭日を除く）
  - ・提出期限までに全ての必要書類の提出がないものは、無効となります。

## 6. 企画提案書について

- (1) 企画提案書の構成  
企画提案書は次に掲げる書類で構成し、順番に並べてホッチキス留め等して提出すること。
  - ①企画提案書【鏡】
  - ②企画提案書（実施方針、業務内容（フロー）、スケジュール表）
  - ③企画提案書（「特定評価テーマ」に対する貴社の提案）
  - ④業務実施体制
  - ⑤予定管理技術者の経歴等
  - ⑥予定管理技術者の同種又は類似経歴
  - ⑦積算見積書
  - ⑧業務費内訳書

- ⑨会社概要
- (2) 各様式の記載に係る留意事項等
- ①企画提案書について。
- ・様式2-1～3を使用。
  - ・A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き・横書きを可とする。様式2-2, 2-3については併せて3ページ以内(片面)とし、簡潔明瞭に作成すること。
- ②業務実施体制について
- ・様式3-1を使用。配置予定者全員を記入すること。
- ③予定管理技術者の経歴等について
- ・様式3-2を使用。
- ④予定管理技術者の同種又は類似経歴について
- ・様式3-3を使用。注意事項を守ること。
- ⑤積算見積書、業務費内訳書について
- ・様式は自由とする。(参考様式4)
  - ・本業務を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。  
※費目例: 人件費(研究員等)、旅費(調査旅費、委員会委員の旅費等)、印刷製本費、役務費、その他(必要な経費を随時追加)、一般管理費、消費税
- ⑥会社概要
- ・様式5を使用。組織図については、欄内に「別紙参照」と記入し、別紙を添付しても構わない。(但し、A4サイズ1枚以内。)
- (3) 様式2-3の「特定評価テーマ」は次のとおりとする。  
『豊見城市西海岸地区活性化基本計画を策定するにあたり考慮すべき事項』
- (4) 参考資料
- ・「西海岸地区整備基本構想(概要版)」は都市計画課で閲覧可。

## 7. 質問及び回答

### (1) 質問受付方法及び期限

本業務に関し質問する者はプロポーザル質問書(様式6)に必要事項を記入の上、下記期限内に電子メール又はFAXにより提出すること。

※送信の際は、件名に「豊見城市西海岸地区活性化基本計画策定業務に係る質問」としたうえで送信すること。

※期限: 公募開始の日から平成26年5月23日(金)午後5時まで。

### (2) 質問受付先

豊見城市都市計画部都市計画課(担当: 知念)

メール：toshikeikaku@city.tomigusuku.okinawa.jp

T E L：098-850-5332

F A X：098-850-6323

※メール等送信後は、電話にて着信の確認をすること。また、質問が無い場合は、送信していただく必要はありません。

### (3) 質問に対する回答

平成26年5月26日(月)午後5時までに質問者に対して回答するとともに、本市ホームページにおいて掲載する。

## 8. 実施スケジュール

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| ・平成26年5月15日(木)～27日(火) | 実施要領の配布期間      |
| ・平成26年5月15日(木)～23日(金) | 質疑受付           |
| ・平成26年5月26日(月)        | 質疑回答(ホームページ掲載) |
| ・平成26年5月29日(木)        | 企画提案申込書等の提出期限  |
| ・平成26年5月30日(金)        | 書類審査(一次)※予定    |
| ・平成26年5月30日(金)        | 書類審査の結果通知※予定   |
| ・平成26年6月3日(火)         | プレゼン審査(二次)※予定  |
| ・平成26年6月4日(水)         | プレゼン審査の結果通知※予定 |
| ・平成26年6月6日(金)         | 契約締結※予定        |

## 9. 受託者予定者の選定について

(1) 適正な参加申込みのあった者(以下「参加者」という。)について、本市の設置する企画提案選定委員会において審査(プレゼンテーション等)を行い、提案された内容を総合的に評価して受託予定者を選定する。ただし、応募多数の場合は都市計画部都市計画課において書類審査(一次審査)を行ったうえで審査を行う。

※業務実施にあたっては、提案された業務内容について「豊見城市西海岸地区活性化基本計画策定業務仕様書」を基に本市と協議して進めて行くものとする。

(2) 評価項目については、別紙1のとおり。

## 10. 委託契約について

(1) 本公募は、国の沖縄振興特別交付金を活用(予定)して豊見城市が実施する事業であり、国からの交付決定等を受けて、速やかに事業を開始できるようにするため、募集の手続きを行うものである。

受託予定者の選定等は、国からの交付決定等が前提であるため、委託業務の内容や積算の費目等は、諸事情により変更することがある。

- (2) 最高得点者を受託予定者として選定するが、委託に関しては必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。
- (3) 契約金額は受託予定者が提案した見積額を基に「3. 予算額」の範囲内とする。ただし、「10. 委託契約について(1)」の諸事情による変更があり見積額に相当な変更が生じる場合は、発注者と受注者により協議した額とする。

#### 11. その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本円とする。
- (2) 企画提案書等の作成及びプレゼンテーション等への出席に要する全ての経費等については、参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の提案等の修正及び変更については一切認めない。
- (4) 提出された企画提案書等全ての書類については返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等の審査内容、審査経過については公表しない。
- (6) 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。
- (7) 1業者あたり、提案は1件とする。

(別紙1) 評価項目

項目内容	配点
1. 提案書の作り方 (情報処理・資料作成能力)	70点
2. 提案の内容 ○ 実施方針 (業務理解度、業務内容・スケジュール等) ○ 評価テーマ (提案内容の的確性・実現性・独創性)	
3. 説明の仕方 (取組意欲・コミュニケーション能力)	
4. その他 ○ 参加表明者の資格・業務実績・表彰実績 ○ 予定管理技術者の資格・業務実績・表彰実績 ○ 見積価格等	30点
(合計点数)	100点

① 事前審査 (書類審査)

「項目4」による審査

② 審査 (プレゼンテーション等)

「項目1」～「項目4」による審査